

一般財団法人海上災害防止センター九州支所 訓練受講申込規約

下記の訓練受講申込規約（以下「本規約」という。）は、一般財団法人海上災害防止センター九州支所（以下「センター」という。）で行う訓練の受講を希望される皆様に適用されます。

記

I 受講を希望される皆様が訓練を受講するには、本規約を順守していただくものとします。

II 受講申込

1 センターでは、先着順に受講申込を受付けます。ただし、受講を希望されても定員（20名）に達している場合には、お断りさせていただくことがあります。また、訓練開催の最低人数（5名）に満たない場合には、やむを得ず開催しないことがあります。

2 仮予約

受講枠を確保するため、電話による仮予約を受付けます。受講者が確定していない場合でも仮予約は可能です。

3 年間予約

センターでは、年間予約を受付けます。毎年度末までに次年度の訓練開催予定をセンターホームページにて公表しますので、受講希望日・受講人数等をセンターまで電話等にてご連絡ください。

4 本申込（申込の確定）

所定の事項が記載された「受講申込書（グループの場合は「受講者名簿」を含む。）」をセンターへ FAX 又は E-mail で提出することをもって本申込（申込の確定）となります。仮予約又は年間予約をされた場合、訓練開催日の1週間前までに書面（FAX・E-mail）でのお申し込みがないときは、受講の意思が無いものとみなし、仮予約（年間予約の場合は該当する訓練分の仮予約）が取り消されますのでご注意ください。

5 受講参加資格

受講に際して年齢、性別、資格等による制限はありません。ただし、訓練には実習を伴うものがあるため、実習への参加に支障の無い健康な方とします。身体能力に重大な影響を及ぼすような持病のある方、過去一年以内に入院経験のある方は、原則として受講することはできません。

III 受講料等

1 訓練の受講料は、センターのホームページに掲載するものとします。なお、受講料は、訓練実施日以降にセンターが発行する請求書に基づきご入金していただきます。

2 キャンセル料

本申込後のキャンセルにつきましては、1名につき次のとおりキャンセル料が発生します。なお、日数計算は訓練開始日から起算し、土日・祝日を含まず営業日でカウントします。

○訓練開始日の6日前から前日まで・・・・・・・・受講料の40%

○訓練開始日当日・・・・・・・・受講料全額

IV 受講に関する注意事項等

1 受講当日に受講者の本人確認をさせていただきます。確認できない場合は、受講をお断りする場合があります。

2 訓練は午後1時から開講しますので、10分前までに日本サバイバルトレーニングセンター（福岡県北九州市若松区響町1-104-9）（以下「NSTC」という。）の消火訓練施設に集合してください。

3 訓練には危険を伴う実習を含んでいますので、訓練中、受講者は必ずセンター職員の指示に従ってください。

4 訓練の履修内容を全て修了した受講者には、修了証書を交付します。ただし、訓練を途中で退場・棄権した方には修了証書は交付できませんが、受講料は全額請求させていただきます。

5 受講者は、予め指示された必要物品を各自携行してください。原則、センターでの貸し出しは致しません。

V 訓練の中止

1 天変地異、異常気象・海象、インフルエンザ等感染症のまん延、受講希望者が最低人数に満たない場合その他やむを得ない理由により、訓練を中止することがあります。また、インフルエンザ等感染症に罹患し、又はその疑いがある場合には、他の受講者への影響等を考慮して、訓練の受講をご遠慮いただきます。

2 1により訓練が中止し、又は受講できなかった場合は、受講料は原則、請求いたしません。

3 1により訓練が途中で中止となった場合又は受講できなくなった場合は、後日開催する日程で受講していただくなど、ご相談に応じます。なお、この場合は、後日開催する日程での受講の有無にかかわらず、受講料は原則、請求させていただきます。

VI 禁止事項・免責事項

1 センターは、受講者に次に掲げる不正等を発見した場合又は迷惑行為があった場合は、訓練からの退場を命じ、当該訓練の継続受講を拒否できるものとします。その場合、修了証書は交付せず、受講料は全額請求させていただきます。また、当該受講者については、以後センターで

実施されるあらゆる訓練への参加を受けないことができるものとします。

- 1) 他人を偽り受講した場合
 - 2) 著しくコースの進行を妨げた場合
 - 3) 正当な理由なくセンター職員の指示に従わなかった場合
 - 4) NSTC 消火訓練施設等に損害を与える行為をした場合
 - 5) 他の受講者へ迷惑となる行為をした場合
- 2 訓練日程、特に訓練の終了時刻については、気象の状況等により変更される場合があります。センターではこれに伴う車、電車、航空券の事前予約の変更に関する一切の責任は負いません。
- 3 センターでは受講者に対し、訓練に伴う怪我に備え一般的な旅行傷害保険を付保していますが、受講者自らの故意による傷害やセンター側の過失以外に起因する傷害等については、その責めを負えない場合があります。
- 4 センターは、自然災害、政府の行為若しくは不作為、法律・規則・命令の遵守、政府の要求、嵐、洪水、地震、津波、戦争、内乱、暴動、ストライキ、ロックアウト、感染症のまん延その他センターの合理的な制御を超える不可抗力による事情により訓練が遅延又は実施できなかった場合には、それにより生じた損害については、責任を免れることができるものとします。

VII 個人情報の取扱い

- 1 センターでは、訓練の受講により得た個人情報（過去に取得したものを含む。以下同じ。）は、次の目的のために利用します。
- 1) 訓練の受講可否の判断、訓練の実施及び受講履歴の管理
 - 2) 訓練の受講目的を達成するために必要となる受講申込企業、保険会社、官公署等への提供
 - 3) センター内における統計資料の作成等
- 2 訓練の受講を希望される方には、受講申込みにあたり、センターが個人情報を1の目的のために利用することに同意していただきます。同意いただけない場合には、訓練の受講申込をお受けできませんのでご了承ください。

VIII 著作権等

- 1 センターが受講者に提供する教材及び訓練内容（以下「センター教材」という。）にかかる一切の著作権その他の知的財産権は、センターに帰属しています。
- 2 センター教材は、受講者個人が学習する目的以外、使用及び複製することはできません。
- 3 原則、NSTC 消火訓練施設において、講義内容、訓練施設、訓練状況等を撮影、収録（録画・録音等）することはできません。
- 4 上記に違反した場合は、直ちに差し止めを求め、法的措置を採らせていただきます。また、撮影し、収録し、又は複製したセンター教材等を使用する訓練の受講料の3倍の料金に、使用者数（または複製した数量）を乗じた金額を損害賠償金として申受けます。なお、撮影し、収録し、又は複製した著作物等、センター教材、資料、映像等については、直ちに処分するなどの措置をとるものとします。

IX その他

本規約の目的に反せず、必要に応じ、合理的な範囲で本規約を変更することがあります。

附則（令和4年3月22日）

1. 本規約の名称を変更した。
2. 規約Ⅱ4の受講申込書に受講者名簿を含めた。また、仮予約及び年間予約の後、書面による本申込の期限を設定した。
3. 規約Ⅲ1の受講料はホームページに掲載することを明記し、また、受講料の入金時期を変更した。
4. 規約Ⅲ2に受講者の心構えに記載していたキャンセル料の規定を追加した。
5. 規約Ⅳ2の訓練の開講時間を変更した。
6. 規約Ⅴ1の訓練の中止要件を追加した。
7. 規約Ⅴ2に受講料を請求しない場合を規定した。
8. 規約Ⅵ4に免責事項を追加した。
9. 規約Ⅶ1の受講者の個人情報の利用目的を整理した。
10. 規約Ⅷ4の著作権等を侵害した場合、当該著作物等に対する措置を追加した。
11. 規約Ⅸに本規約の変更に関する規定を追加した。
12. 改正された本規約は、令和4年4月1日から効力を発する。

以上